

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第84号

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（口座振替の方法による個人の事業税等の納付）</p> <p>第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を施行令第155条の規定による口座振替の方法（第50条において「<u>口座振替の方法</u>」という。）によって納付しようとする者は、第11号様式の4による<u>県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書</u>を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による依頼書の提出があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が<u>預金口座を設けている</u>指定金融機関等に直接送付しなければならない。</p> <p>（証明書の交付）</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限の前日とする。ただし、当該証明書交付後最初に到</p>	<p>（<u>口座振替又は自動払込み</u>の方法による個人の事業税等の納付）</p> <p>第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を施行令第155条の規定による口座振替の方法<u>又は施行令第155条の2の規定による郵便振替（継続して郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金（第3項において「通常郵便貯金」という。）の一部を払込金に振り替えてする払込みによるものに限る。）</u>の方法（第50条において「<u>口座振替等の方法</u>」という。）によって納付しようとする者は、第11号様式の4による<u>県税納付書送付依頼書兼県税口座振替（自動払込み）依頼書</u>を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による依頼書の提出があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が<u>預金口座を設け、又は通常郵便貯金をしている</u>指定金融機関等に直接送付しなければならない。</p> <p>（証明書の交付）</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限の前日とする。ただし、当該証明書交付後最初に到</p>

来する自動車税の納期限から当該年の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年の6月20日とする。

3 前2項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者（口座振替の方法により自動車税を納付する者を除く。）に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面（以下この条において「呈示書面」という。）として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは条例第6条第1項第2号に掲げる知事が収納の事務を委託した者の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書（当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書）を交付するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、当該年度の翌年度（以下この項において「翌年度」という。）分の自動車税の納期限から翌年度の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する前項の証明書の有効期限は、翌年度の6月20日とする。

様式目次

- 1 略
- 2 賦課徴収関係

第2号様式～第11号様式の3 略

第11号様式の4 県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書

第12号様式～第45号様式 略

来する自動車税の納期限から当該年の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替等の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年の6月20日とする。

3 前2項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者（口座振替等の方法により自動車税を納付する者を除く。）に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面（以下この条において「呈示書面」という。）として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は、出納員又は指定金融機関等、郵便局若しくは条例第6条第1項第3号に掲げる知事が収納の事務を委託した者の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替等の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書（当該納税者が第14条の2第3項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書）を交付するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、当該年度の翌年度（以下この項において「翌年度」という。）分の自動車税の納期限から翌年度の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替等の方法により納付する納税者に交付する前項の証明書の有効期限は、翌年度の6月20日とする。

様式目次

- 1 略
- 2 賦課徴収関係

第2号様式～第11号様式の3 略

第11号様式の4 県税納付書送付依頼書兼県税口座振替（自動払込み）依頼書

第12号様式～第45号様式 略

3 ~ 12 略	3 ~ 12 略
----------	----------

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の様式の欄に掲げる様式中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

様式	改正前	改正後
第1号様式その1から第1号様式その5まで	取りまとめ局	郵便貯金銀行（取りまとめ店）
第1号様式その6	取りまとめ局	郵便貯金銀行（取りまとめ店）
	金融機関・郵便局	金融機関
第1号様式の2その1	取りまとめ局	郵便貯金銀行（取りまとめ店）
第1号様式の2その2	取りまとめ局	郵便貯金銀行（取りまとめ店）
	鳥取県収納代理金融機関 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局	鳥取県収納代理金融機関
第1号様式の2その3	取りまとめ局	郵便貯金銀行（取りまとめ店）
第1号様式の3その1及び第1号様式の3その3	取りまとめ局	郵便貯金銀行（取りまとめ店）
第1号様式の3その6	取りまとめ局	郵便貯金銀行（取りまとめ店）
	鳥取県収納代理金融機関 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局	鳥取県収納代理金融機関
第1号様式の3その7	取りまとめ局	郵便貯金銀行（取りまとめ店）
	金融機関・郵便局	金融機関
	鳥取県収納代理金融機関 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局	鳥取県収納代理金融機関
第1号様式の3その10、第1号様式の4及び第5号様式の2その1	取りまとめ局	郵便貯金銀行（取りまとめ店）
第11号様式の4	県税納付書送付依頼書兼県税口座振替（自動払込み）依頼書	県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書
	銀行・金庫 本店・支店 農協・漁協 本所・支所 様 郵便局	銀行・金庫 本店・支店 様 農協・漁協 本所・支所
	取扱金融機関又は郵便局	取扱金融機関
	銀行、	銀行（ゆうちょ銀行を除く。）、
	郵便局を	ゆうちょ銀行を
第50号様式及び第61号様式	取りまとめ局	郵便貯金銀行（取りまとめ店）

第3条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該

改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後										改正前									
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)										別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)									
個別事員に係る事務処理権限										個別事員に係る事務処理権限									
所 属 名	事 項 類 別	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項 類 別	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称
			専決権者		委任権者		知事	地方機関 の長					専決権者		委任権者		知事	地方機関 の長	
			部長	課長	部長	課長							部長	課長	部長	課長			
略										略									
税一 略										税一 略									
課二 国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和31年政令第107号)第4条の規定により地方税法の例によるものとされた同法に基づく知事の権限に属する事務										課二 国有資産等所在市町村交付金及び交付金に関する法律施行令(昭和31年政令第107号)第4条の規定により地方税法の例によるものとされた同法に基づく知事の権限に属する事務									
1 同法第8条の2第2項の規定による消滅市町村の国有資産等所在市町村交付金の交付を求める権利についての申出に対する決定										1 同法第8条の2第2項の規定による消滅市町村の国有資産等所在市町村交付金の交付又は日本郵政公社有資産所在市町村交付金の納付を求める権利についての申出に対する決定									
2 同法第8条の3第2項において準用する同法第8条の2第2項の規定による旧市町村の地方団体の国有資産等所在市町村交付金の交付を求める権利についての申出に対する決定										2 同法第8条の3第2項において準用する同法第8条の2第2項の規定による旧市町村の地方団体の国有資産等所在市町村交付金の交付又は日本郵政公社有資産所在市町村交付金の納付を求める権利についての申出に対する決定									
三-九 略										三-九 略									
略										略									

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の鳥取県税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、同条の規定による改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。